

## 東京都北区施工能力審査型総合評価方式試行要綱

20北総契第1536号  
平成20年10月1日区長決裁

### (趣旨)

第1条 この要綱は、東京都北区（以下「区」という。）が発注する工事において、安定的な品質確保及び不良不適格企業の参入防止を図るため、入札の際に、工事価格及び施工能力を総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「施工能力審査型総合評価方式」という。）を試行するに当たり、基本的事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一級技術者 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条第2号イに該当する者をいう。
- (2) 二級技術者 建設業法第27条第1項の規定による技術検定その他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって1級技術者以外の者をいう。
- (3) その他の技術者 建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号ハに該当する者で一級技術者及び二級技術者以外の者をいう。
- (4) C O R I N S 財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報サービスをいう。
- (5) 工事成績点 東京都北区工事成績評定要綱（平成17年12月26日区長決裁17北総契第183号）第10条に規定する工事成績評定通知書の総評定点をいう。

### (試行対象工事)

第3条 施工能力審査型総合評価方式の試行対象工事は、原則として予定価格が2千万円以上の工事案件の中から工事主管課長と総務部契約管財課長との協議の上、決定するものとする。

### (学識経験を有する者への意見の聴取)

第4条 区長は、落札決定基準を定めようとするときは、次に掲げる事項について、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下これらのものを「学識経験者」という。）に意見を聴かなければならない。

- (1) 案件ごとに当該落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項

(2) 落札者を決定しようとするときに、改めて意見を聞く必要性の有無

- 2 前項第2号の規定により落札者を決定しようとするときの意見聴取が必要とされた場合には、区長は、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ学識経験者に意見を聴かなければならない。

(施工能力審査型総合評価方式における入札方式)

第5条 施工能力審査型総合評価方式の入札は、制限付一般競争入札によるものとする。

- 2 第8条に規定する工事成績評価点算定の基となる工事成績評定点のうち、最直近のものが59点以下である者は、入札参加を認めないものとする。

(評価の方法)

第6条 施工能力審査型総合評価方式の評価は、価格点と施工能力評価点を合計した評価値による。

- 2 価格点の算定は次のとおりとする。

$$90 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格} \text{ (税抜)})$$

- 3 施工能力評価点の算定は、工事成績評価点、配置予定技術者の資格点、配置予定技術者の実績点及び地域・社会等貢献点（以下これらを「評価項目」という。）の合計によるものとする。

- 4 施工能力評価点の満点は40点とし、評価項目の点数配分は次のとおりとする。

- (1) 工事成績評価点 27点
- (2) 配置予定技術者の資格点 4点
- (3) 配置予定技術者の実績点 3点
- (4) 地域・社会等貢献点 6点

(工事成績評価点の算定方法)

第7条 工事成績評価点は、工事成績点の平均に応じて、下表のとおり算定するものとする。

工事成績点の平均	工事成績評価点
0点以上 20点未満	0
20点以上 40点未満	1
40点以上 50点未満	2
50点以上 60点未満	3
60点以上 62.5点未満	5
62.5点以上 65点未満	7
65点以上 67.5点未満	9
67.5点以上 70点未満	11
70点以上 72.5点未満	14

72.5点以上 75点未満	17
75点以上 77.5点未満	20
77.5点以上 80点未満	23
80点以上 100点未満	27

- 2 工事成績点の平均は、発注工事の公表日の属する年度の前5年度内（平成18年度以前の年度は除く。）に完了した工事のうち、直近3件の工事成績点の相加平均とする。ただし、工事成績点が50点未満のものは、当該工事成績点を0点とし、直近工事件数が3件に満たない場合は、不足する工事件数1件につき工事成績点を60点として、それぞれ算定するものとする。
- 3 工事成績点は、区の発注工事に限るものとする。
- 4 工事成績評価点算定の対象工事は、起工時に指定する。

（配置予定技術者の資格点及び実績点の算定方法）

第8条 配置予定技術者の資格点及び実績点は、次のとおり算定するものとする。

- (1) 配置予定技術者の資格点は、配置予定技術者が、当該発注工事の建設業法上の業種について、一級技術者の場合に4点、二級技術者の場合に2点、その他の技術者の場合に1点とする。ただし、複数の資格を持つ場合には、上位の資格1つについてのみ評価する。
- (2) 配置予定技術者の実績点は、配置予定技術者が、同種工事について監理技術者として係わった場合に3点、主任技術者として係わった場合に2点、担当技術者として係わった場合に1点、類似工事について監理技術者として係わった場合に1.5点、主任技術者として係わった場合に1点、担当技術者として係わった場合に0.5点とする。
- (3) 前号の同種工事は、C O R I N Sの工事区分で当該発注工事と同一の工種の工事で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事と同程度以上のものを、起工時に指定する。
- (4) 第二号の類似工事は、C O R I N Sの工事区分で原則として当該発注工事と同一の工種の工事で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事よりも小さいものの経験として有用なものを、起工時に指定する。
- (5) 配置予定技術者の実績点は、C O R I N Sに登録されたデータから算定する。

（地域・社会等貢献点の算定方法）

第9条 地域・社会等貢献点は、下表の評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。

評価項目	評価基準	評価点
区内業者	本店の所在地を区内として登録している事業者	1点
災害協定	北区と災害協定を締結し、又は北区と災害協定を締結している団体の構成員	1点

表彰	過去5年間に北区における同種の公共工事優良表彰を受けている事業者	1点
	過去2年間に配置予定技術者が国及び地方公共団体において優良工事技術者表彰を受けている事業者	
SDGsへの取組	I S O 1 4 0 0 1 又は環境省が策定するエコアクション21ガイドラインによる認証のいずれかを取得している事業者	1点
	東京都北区SDGs推進企業認証制度実施要綱（令和5年5月22日区長決裁（5北地産第1287号））に規定する認証を受けている事業者	
労働環境確保の取組	雇用保険、退職一時金、法定外労働災害補償制度のすべてに加入している事業者	1点
	建設業労働災害防止協会に加入している事業者	
雇用対策	労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（厚生労働省）に基づき中央労働災害防止協会が策定するJ I S H A方式適格O S H M S基準（平成15年3月31日施行）による認証を受けている事業場	1点
	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日法律第123号）第43条第1項による障害者雇用義務なく障害者を雇用している、又は同法律施行令（昭和35年12月1日政令第292号）第9条の障害者雇用率を超える障害者を雇用している事業者	
	東京都が認定する「東京ライフワークバランス認定企業」、又は厚生労働大臣が認定する「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」の認定を受けている事業者	

- 2 評価基準が二以上ある評価項目の評価点については、いずれか一つの評価基準に該当する場合に1点を加算する。
- 3 評価基準が二以上ある評価項目の評価点の上限については、複数の評価基準に該当する場合であっても1点とする。

#### (落札者の決定方法)

- 第10条 入札価格が、予定価格の制限の範囲内であって、第6条第1項の評価値が最も高いものを落札者とする。
- 2 前項の評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

(公表事項)

第11条 施工能力審査型総合評価方式を試行しようとするときは、発注工事の公表において次に掲げる事項について具体的に明示するものとする。

- (1) 施工能力審査型総合評価方式の対象業務であること。
- (2) 提出資料の様式及び提出方法
- (3) 價格点の評価方法
- (4) 施工能力評価点の評価項目及び評価方法
- (5) 総合評価の方法及び落札者の決定方法
- (6) 提出資料の提出後においては、原則として提出資料に記載された内容の変更を認めないこと。
- (7) 提出資料に記載された配置予定技術者は原則として変更できないこと。

(資料の提出等)

第12条 入札参加希望者は、工事希望申込書（一般競争入札案件の場合は、一般競争入札参加希望申請書）により希望申請を行うとともに、前条に規定する公表事項（以下「公表事項」という。）に基づき、施工能力評価点申告書、工事成績評定通知書、配置予定技術者の保有資格等の必要な資料及び別表に掲げる地域・社会等貢献点の評価基準に該当する事実を証明する資料を提出するものとする。

(施工能力評価点の審査)

第13条 施工能力評価点の審査に当たっては、公表事項において区が示した評価方法により評価するものとする。

(その他)

第14条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

付 則（平成27年3月2日副区長専決 26北総契第1973号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成29年3月28日副区長専決 28北総契第2219号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（5北総契第2305号 区長決裁）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則（6北総契第2618号 区長決裁）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。